

見積参考資料

香南市

(金抜)

漁強化 第1-1号

高知県 香南市 吉川町吉原

吉川漁港施設機能強化事業設計委託業務 実施設計書

履行期限

令和 7年10月31日

令和 7年 5月 1日

積算単価適用

単価適用地区

中央東土木事務所 1 地区(南部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な委託費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて土木設計等業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

委託概要	起工又は変更理由
機能診断 N=10断面	
対象施設：堤防 L=609.3m	
東防波堤 L=195.0m	
西防波堤 L=45.0m	
内防波堤(西・東) L=42.0m	
地質調査(一般・解析) 1式	
ボーリング本数：N=4本 (40.0m)	
調査項目：標準貫入試験	
土粒子の密度試験	
土の含水比試験	
土の粒度試験	
PS検層	他
図面番号	FROM -
整理番号	TO -

特記仕様書

第1条 共通仕様書の適用について

- 本業務は、「高知県土木設計等業務共通仕様書」、「高知県地質・土質調査共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 業務内容

- 1 吉川漁港では、南海トラフ地震発災時に、漁港内からの津波により漁港施設や背後集落が被災し、漁業活動に大きな支障をきたす事が懸念されている。このため、地震発生後においても出来るだけ速やかに漁業活動が再開できるよう防災対策を図る必要がある。
本業務は、吉川漁港に整備されている既設堤防および防波堤について、機能診断およびその診断に必要な土質調査を行うものである。

第3条 設計業務の内容

既設堤防および防波堤の機能診断を行う。

1 内容は下記の通りとする。

- (1) 設計計画（護岸）
本業務の実施にあたり、業務の目的・主旨を把握したうえで作業項目、作業内容、業務工程を立案し業務計画書を作成する。
- (2) 現地踏査
対象箇所についての現地状況を把握することに加え、標高計測はV R S等を用い、既設堤防（4断面）について構造物の形状寸法および標高を計測し、横断図を作成する。
- (3) 利用・自然条件設定（堤防・防波堤）
機能診断を行うにあたっての利用条件、自然条件など設計条件を整理・設定する。
津波シミュレーション結果は、発注者より貸与する。
- (4) 偏心傾斜荷重に対する支持力（堤防・防波堤）
偏心傾斜荷重に対する基礎の支持力照査を行う。
- (5) 地盤の地震応答・液状化の検討
本業務で実施する土質調査結果を用いて、一次元の地震応答解析により、レベル1

地震動における現地盤等の液状化予測及び判定をする。

- (6) 設計計算（堤防・防波堤）
既設堤防の構造形式に対して、設計条件に基づき常時・地震時（レベル1地震動）・津波時の安定性の照査を行う。
- (7) 偶発状態の地震応答解析
既設堤防の断面形状について、発生頻度の高い津波を引き起こす地震動に対する地震動的解析（FLIP解析）を実施し、地震後の沈下量、水平変位等を把握する。
- (8) 報告書作成
業務目的を踏まえ、検討内容、検討結果等を整理し、報告書としてとりまとめる。
- (9) 協議・報告
設計協議は、業務着手時、中間打合せ（1回）、成果納入時の3回実施するものとする。
- (10) 照査
本業務の内容について、照査技術者による照査を行う。

第4条 地質調査（一般）業務の内容

「堤防」の機能診断に必要となるボーリング調査を行う。

1 内容は下記の通りとする。

- (1) 土質ボーリング
当地の土質の土性を調べるため、調査ボーリングを行う。ボーリング本数は4本とし、ボーリング位置については、発注者と打合せのうえ決定する。ボーリングは、基本的に支持層（基岩）まで行うものとする。現段階では土層が不明であるため、ボーリング1本あたりの数量は以下を想定する。

・砂・砂質土（オールコア $\phi 66\text{mm}$ 50m以下、鉛直下方）	3m
・玉石混じり土砂（オールコア $\phi 66\text{mm}$ 50m以下、鉛直下方）	7m
- (2) 標準貫入試験
標準貫入試験を実施する。現段階では土層が不明であるため、1本あたりの数量は以下を想定している。

・砂・砂質土	3回
・玉石混じり土砂	7回
- (3) 各種試験
「土粒子の密度試験」「土の含水比試験」「土の粒度試験」を実施する。現段階で

特記仕様書

は土層が不明であるため、1本あたりの数量は以下を想定している。

「土粒子の密度試験」 3試料

「土の含水比試験」 3試料

「土の粒度試験」 3試料 (ふるい分析、試料0.5kg未満)

(4) PS検層

人工的にP波とS波の地震波を発生させ、地盤中の伝播速度を1m間隔で測定することにより、各深度の弾性波（P波）速度とせん断波（S波）速度を測定する。

PS検層の測定結果について、データ整理及び計算を行う。

(5) 資料整理とりまとめ

各種試験結果を整理しとりまとめる。

(6) 断面図等の作成

土質断面図を作成する。

(7) 間接調査費(積上げ分)

間接調査費(積上げ分)は、直接調査対象物として調査されるものではなく、各調査部門に対して共通に使われる運搬費、準備費、仮設費、安全費、水雷・傷害等保険料、施工管理費、借地費、營繕費等直接調査費以外のもので、以下の項目を計上する。

1) 準備

関係機関との諸調整等調査に必要な計画を行う。

2) 位置測量

陸上ボーリングの位置出しを行う。

3) 足場

陸上における仮設足場を設置する。

4) 運搬

資機材及び試料等の運搬を行う。

5) 安全

作業区間における安全を確保するため、仮囲い等を行う。

6) 施工管理

調査の出来形及び工程管理、現場写真等をまとめる。

第5条 地質調査（解析）業務の内容

解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うものとし、以下の項目を計上する。

1 内容は下記の通りとする。

(1) 解析等調査

1) 既存資料収集・現地調査

既存の関係文献等資料収集し検討を行う。調査地周辺の現地踏査を行う。

(2) 解析等調査成果

2) 資料整理とりまとめ

各種計測結果の評価及び考察を行う。採取試料の観察を行う。

3) 断面図等の作成

地層及び土性の判定を行い、地質断面図を作成する。

4) 総合解析とりまとめ

土質定数の検討、地盤の工学的性質の検討を行い、報告書を作成する。

5) 解析費 (PS検層 1.0m間隔)

PS検層における計測結果を評価及び考察し、報告書を作成する。

第6条 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。

なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。

参考) 個人情報保護制度に関するアドレス :

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

別記 個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取り扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

特記仕様書

- 第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。
- 2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。
- 3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。
(作業場所等の特定)
- 第4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。
- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。
- 3 受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。
- 4 受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
(従事者に対する教育)
- 第5 受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。
(秘密の保持)
- 第6 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
(再委託の禁止)
- 第7 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。
- (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託の期間
- (3) 再委託の相手方
- (4) 再委託が必要である理由
- (5) 再委託で取り扱う個人情報等
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
- (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- (9) その他発注者が必要があると認める事項
- 2 受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
 - (2) 再委託をする業務の内容
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
 - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他発注者が必要があると認める事項
- 3 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取り扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。
(派遣労働者の利用時の措置)
- 第8 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取り扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

特記仕様書

(収集及び保管の制限)

- 第9 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

- 第11 受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

- 第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 2 受注者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

- 第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。

- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報を保管すること。
- (4) 発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に關係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、発注者が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

- 第14 受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

- 第15 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等

特記仕様書

当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取り扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

- 2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。
- 3 発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取り扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。
- 4 発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第18 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 3 発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第19 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、發

注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第20 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成17年8月26日高知県告示第598号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第21 受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

第7条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（T E C R I S）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ、
 - (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、
 - (2) 登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、
 - (3) 完了時は完了後15日以内に、
 - (4) 訂正時は適宜、

登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から15日以内に変更データを提出しなければならない。

第8条 管理技術者・照査技術者

土木関係建設コンサルタント業務

特記仕様書

管理技術者

- 1 次のいずれかに該当する者。
 - (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - ア 建設部門で選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「港湾及び空港」とする。
 - イ 水産部門で選択科目を「水産土木」とする。
 - ウ 総合技術監理部門で選択科目を「建設-河川、砂防及び海岸・海洋」、「建設-港湾及び空港」又は「水産-水産土木」とする。
 - (2) 一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「河川、砂防及び海岸・海洋」、「港湾及び空港」又は「水産土木」とする。
 - (3) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「河川、砂防及び海岸・海洋」、「建設-港湾及び空港」又は「水産土木」とする。
- 2 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。傷病、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

照査技術者及び照査の実施

- 1 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。
- 2 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。又、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第1108条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。
- 3 詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図-設計計算書間、設計図-数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施するものとする。
なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

- 4 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする。（詳細設計に限る）

第9条 資料の貸与及び返却

- 1 貸与する関係資料は、下記の通りとする。
 - (1) 水産物供給基盤機能保全事業基本計画書
 - (2) 農第05056号漁港機能強化シミュレーション委託業務
 - (3) 農第05151号漁港機能強化概略設計委託業務
 - (4) その他必要と認められる過年度成果品

第10条 成果品

- 1 提出する成果物は、下記のとおりとする。
 - (1) 電子成果品(CD-R 正副各1部)
 - (2) 報告書印刷物（2部）
 - (3) 図面（A3縮小版平綴じ2部）
 - (4) その他調査職員が求めるもの
- 2 電子納品で提出されたデジタル写真について
電子納品により引渡しを受けた成果品のデジタル写真については、担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。
なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。
- 3 発注者は、業務完了後においても、受注者の責に帰すべき理由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに受注者と協議のうえ、受注者に成果物の訂正、補足そのほかの措置を命ずるものとする。
- 4 受注者は、業務完了後においても、受注者の責に帰すべき理由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに発注者と協議のうえ、成果物の訂正、補足そのほかの措置を行うものとする。

第11条 検査

- 1 材料確認が必要な場合は、業務計画書に記載又は、材料確認願を提出し、確認を得なければならない。

第12条 再委託

特記仕様書

- 1 「主たる部分」とは「共通仕様書」第1128条第1項に示すほか、下記に掲げるるものとする。
 - (1) 偏心傾斜荷重に対する支持力（堤防・防波堤）
 - (2) 地盤の地震応答・液状化の検討
 - (3) 偶発状態の地震応答解析
 - (4) 設計計算（堤防・防波堤）
- 2 受注者は本業務の一部（主たる部分を除く）について、契約書第6条の再委託を行う場合は、発注者の定める所定の様式を契約締結後、ただちに発注者へ提出し、業務に着手するまでに再委託の承諾を受けるものとする。ただし、「軽微な部分」に該当する作業の再委託については、発注者の承諾は要しない。なお、再委託に関して発注者の承諾が得られない場合は、受注者は再委託に付そうとした部分を自ら履行するものとする。
- 3 受注者が契約書6条再委託の承諾を得た場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した所定の様式を提出しなければならない。また、履行体制について内容を変更しようとする場合は、同様に提出を行うこと。

第13条 安全等の確保

- 1 本業務区間に隣接して、臨港道路及び県道、市道・農道等があるため現地踏査等にあたっては、事業者と綿密な連絡を図り、安全を確保すること。

第14条 使用する技術基準等

- 1 本業務で使用する図書は、共通仕様書で定める技術基準及び参考図書等に示すもののが、次のとおりとする。
 - (1) 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023年版）
 - (2) 漁港海岸事業設計の手引（令和6年度版）
 - (3) 漁港・漁場構造物設計計算例
 - (4) その他調査職員が指示するもの

第15条 調査等

- 1 ポーリングの位置については第1回打合せ時に指示する。

第16条 ウィークリー・スタンスについて

本業務は、計画的な設計業務等の履行を確保しつつ、非効率なやり方の業務の環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウイークリー・スタンス対象業務である。なお、取組内容及び進め方はウイークリー・スタンス実施要領によるものとする。
(令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウイークリー・スタンス実施要領の制定について」参照)

第17条 その他

- 1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
測量設計費					
設計業務					
基本設計(機能診断)					
設計計画					
	式	1			明細表 第1号
設計条件					
	式	1			明細表 第2号
基礎の検討					
	式	1			明細表 第3号
設計計算					
	式	1			明細表 第4号
成果					
	式	1			明細表 第5号
協議・報告					
	式	1			明細表 第6号

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
照査	式	1			明細表 第7号
直接経費					
事務用品費	式	1			明細表 第8号
業務成果品費	式	1			明細表 第9号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			

委 託 費 內 訳 表

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査業務(一般)					
直接調査費					
機械ボーリング					明細表 第10号
	式	1			
原位置試験					明細表 第11号
	式	1			
物理検層					明細表 第12号
	式	1			
土質試験					明細表 第13号
	式	1			
成果					明細表 第14号
	式	1			
間接調査費					
準備費					明細表 第15号
	式	1			
位置測量					明細表 第16号
	式	1			

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
足場	式	1			明細表 第17号
運搬費	式	1			明細表 第18号
安全費	式	1			明細表 第19号
施工管理	式	1			明細表 第20号
間接調査費 (旅費交通費率分)	式	1			
直接業務費					
諸経費	式	1			
地質調査業務(一般)価格					

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査業務(解析)					
直接人件費					
解析等調査					
	式	1			明細表 第21号
解析等調査成果					
	式	1			明細表 第22号
直接経費					
解析等調査成果					
	式	1			明細表 第23号
直接経費					
旅費交通費率分					
	式	1			
直接原価					
その他原価					
	式	1			

委 託 費 內 訳 表

委 託 費 內 訳 表

明細表 第 1号
設計計画

明細表

明細表 第 2号

明細表

明細表 第 3号 基礎の検討

明細表

明細表 第 4号

明細表

明細表 第 5号

明細表

明細表 第 6号

明細表

明細表 第 7号

明細表

明細表 第 8号
事務用品費

明細表

明細表 第 9号

明細表

明細表 第 11号

明細表

明細表 第 12号

明細表

明細表 第 13号
土質試験

明細表

明細表 第 15号
準備費

明細表

明細表 第 16号
位置測量

明細表

明細表 第 19号
安全費

明細表

明細表 第 20号

明細表

明細表 第 21号

明細表

明細表 第 23号

明細表

单值表 第 1号

設計計画

单值表

(1)

金額：

內容：護岸

1 式 当り

単価表 第 2号	現地踏査	単価表			(1)
金額 :	内容 :				1 式 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師	人	1			人件費
技師(A)	人	2			人件費
技師(B)	人	2			人件費
技師(C)	人	3			人件費
	(1	式 当り)	

単価表 第 3号	利用・自然条件設定	単価表			(1)
金額 :	内容 : 護岸				1 地点 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師	人	0.5			人件費
技師(A)	人	1			人件費
技師(B)	人	1			人件費
	(1	地点 当り)	

単価表 第 4号	利用・自然条件設定	単価表	(1)
金額 :	内容 : 防波堤	1 地点 当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価
主任技師	人	0.5	
技師(A)	人	1	
技師(B)	人	1	
	(1)	地点 当り)

単価表 第 5号	偏心傾斜荷重に対する支持力	単価表	(1)
金額 :	内容 :		1	断面 当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(B)	人	0.5			人件費
技師(C)	人	0.5			人件費
技術員	人	0.5			人件費
	(1	断面 当り)	

単価表 第 6号	地盤の地震応答・液状化の判定	単価表			(1)
金額 :	内容 :				1 断面 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師	人	0.5			人件費
技師(A)	人	1			人件費
技師(B)	人	2			人件費
技師(C)	人	1.5			人件費
技術員	人	1			人件費
	(1	断面 当り)	

単価表 第 7号	設計計算	単価表			(1)
金額 :	内容 : コンクリート单塊式 護岸				1 断面 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)	人	1			人件費
技師(B)	人	1.5			人件費
技師(C)	人	1.5			人件費
技術員	人	0.5			人件費
	(1	断面 当り)	

単価表 第 8号	設計計算	単価表			(1)
金額 :	内容 : コンクリート单塊式 防波堤				1 断面 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)	人	1			人件費
技師(B)	人	1.5			人件費
技師(C)	人	1.5			人件費
技術員	人	0.5			人件費
	(1	断面 当り)	

単価表 第 9号	偶発状態の地震応答解析(護岸)	単価表			(1)
金額 :	内容 :				1 ケース 当り
名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	2.5			人件費
技師(A)	人	10			人件費
技師(B)	人	10.5			人件費
技師(C)	人	15			人件費
技術員	人	4			人件費
	(1	ケース 当り)	

単価表 第 10号	報告書作成	単価表			(1)
金額 :	内容 :				1 式 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師	人	1			人件費
技師(A)	人	1.5			人件費
技師(B)	人	1			人件費
技師(C)	人	1			人件費
	(1	式 当り)	

単価表 第 11号

協議・報告

金額 :

内容 : 事前・中間・最終各1回

単価表

(1)

1 式 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師	人	2			人件費
技師(A)	人	3			人件費
技師(B)	人	1			人件費
	(1	式 当り)	

单值表 第 12号

照查

单值表

(1)

金額：

內容：

1 式 当り

单值表 第 15号

標準貫入試驗

单值表

$$\left(\begin{array}{c} \\ 1 \end{array} \right)$$

金額：

內容：砂・砂質土

1回当たり

単価表 第 17号	PS検層	単価表			(12.500)
金額 :	内容 : 測定間隔:1m、現場条件:影響なし、作業時間:陸上、影響なし			1 m 当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ボーリングマシン[油圧式] 3.7kW級	供用日	1			
地質調査技師	人	1			[2] 人件費
主任地質調査員	人	1			[2] 人件費
地質調査員	人	1.5			[2] 人件費
雑材料 3 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(12.5	m 当り)	
	(1	m 当り)	

単価表 第 18号	資料整理取りまとめ	単価表			(1)
金額 :	内容 : n:4本				1 業務 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査技師	人	1.7			人件費
主任地質調査員	人	1.4			人件費
地質調査員	人	0.8			人件費
	(1)	業務 当り)	

単価表 第 19号	断面図等の作成	単価表			(1)
金額 :	内容 : n:4本				1 業務 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査技師	人	1.4			人件費
主任地質調査員	人	1.1			人件費
地質調査員	人	0.6			人件費
	(1)	業務 当り)	

単価表 第 20号	調査準備	単価表			(1)
金額 :	内容 :				1 式 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査技師	人	4			人件費
主任地質調査員	人	3.5			人件費
地質調査員	人	2			人件費
	(1)	式 当り)	

单価表 第 21号

調査孔閉塞

单值表

(1)

金額：

內容：

1 箇所 当り

単価表 第 22号	位置測量	単価表			(0.500)
金額 :	内容 : 現場条件:影響なし、作業時間:影響なし			1 km 当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通車(ライトバン)運転(就業8時間) 運転2h	日	1			[1]
地質調査技師	人	1			[1] 人件費
主任地質調査員	人	1			[1] 人件費
地質調査員	人	2			[1] 人件費
雑材料 0.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(0.5	km 当り)	
	(1	km 当り)	

単価表 第 25号	機材運搬	単価表			(1)
金額 :	内容 : 往復25km未満				1 式 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
クレーン付トラック運転 2t積2t吊	日	1			[1]
地質調査員	人	4			[1] 人件費
雑材料 0.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1	式 当り)	

単価表 第 26号	試料運搬	単価表			(1)
金額 :	内容 : 50km未満、乱れの少ない資料:0個、乱された資料:12庫			1 式 当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査技師	人	0.5			人件費
交通車(ライトバン)運転(就業8時間) 運転6h	日	0.5			
	(1	式 当り)	
	(1	式 当り)	

单価表 第 27号

環境保全(仮囲い)

单值表

(1)

金額：

內容 :

1 箇所 当り

単価表 第 28号	既存資料収集・現地調査	単価表			(1)
金額 :	内容 : n:4本				1 業務 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)	人	0.7			[1] 人件費
技師(B)	人	0.7			[1] 人件費
技師(C)	人	0.7			[1] 人件費
事務用品費 1.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1	業務 当り)	

単価表 第 29号

資料整理とりまとめ

金額 :

内容 : n:4本

単価表

(1)

1 業務 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(B)	人	1			[1] 人件費
技師(C)	人	0.9			[1] 人件費
事務用品費 1.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1	業務 当り)	

単価表 第 30号	断面図等の作成	単価表			(1)
金額 :	内容 : n:4本				1 業務 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(B)	人	1			[1] 人件費
技師(C)	人	0.9			[1] 人件費
事務用品費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1	業務 当り)	

単価表 第 31号	総合解析取りまとめ	単価表			(1)
金額 :	内容 : n:4本、試験種目数:0~3種				1 業務 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師	人	2			[1] 人件費
技師(A)	人	2			[1] 人件費
技師(B)	人	2			[1] 人件費
技師(C)	人	3.5			[1] 人件費
事務用品費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1	業務 当り)	

単価表 第 32号	PS検層(解析)	単価表			(100)
金額 :	内容 : 1m間隔				1 m 当り
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師	人	6			[1] 人件費
技師(A)	人	4.5			[1] 人件費
技師(C)	人	5			[1] 人件費
技術員	人	3.5			[1] 人件費
事務用品費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(100	m 当り)	
	(1	m 当り)	

運転単価表 第 33号 交通車(ライトバン)運転(就業8時間)

運転単価表

(1)

金額：

内容：運転2h

1 日 当り

運転単価表 第 34号 クレーン付トラック運転		運転単価表			(1)
金額 :	内容 : 2t積2t吊			1 日 当り	
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油 一般用 バトロール給油	リットル	23			
運転手(特殊)	人	1			
トラック 2t積 2t吊 クレーン装置付	時間	5.8			
トラック 2t積 2t吊 クレーン装置付	供用日	1.23			
	(1	日 当り)	
*** 施工条件 *** クレーン付トラックの規格 : 2t積2t吊					

運転単価表 第 35号 交通車(ライトバン)運転(就業8時間)		運転単価表		(1)	
金額 :	内容 : 運転6h		1 日 当り		
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン レギュラー スタンド	リットル	20			
ライトバン :乗車定員5名 排気量2,000cc; 二輪駆動	時間	6			
ライトバン :乗車定員5名 排気量2,000cc; 二輪駆動	供用日	1.19			
	(1	日 当り)	
*** 施工条件 *** 1日当り運転時間 : 運転6h					

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 7年 5月 1日
単価適用地区	中央東土木事務所 1 地区(南部地区)
■設計業務	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費	計上しない
旅費交通費の率計上有無	計上する
業務区分	設計業務
まるめ区分	万円まるめ (業務価格100万円以上)
■地質調査業務(一般)	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費(地質調査市場単価)	計上しない
施工管理費(地質調査市場単価)	計上しない
電子成果品作成費(弹性波探査業務)	計上しない
電子成果品作成費(地すべり調査)	計上しない

諸 経 費 計 算 情 報

旅費交通費の率計上有無	計上する
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）
■地質調査業務(解析)	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費(地質調査市場単価)	計上しない
電子成果品作成費(弹性波探査業務)	計上しない
電子成果品作成費(地すべり調査)	計上しない
電子成果品作成費(軟弱地盤技術解析)	計上しない
旅費交通費の率計上有無	計上する
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）